

## 別添 2 **体験参加希望者向け**

### 水田スタートアップモデル（うち稲作経営体連携タイプ）事業体験参加の留意点

令和8年5月8日

一般社団法人岐阜県農業会議

#### 第1 ねらい・概要

副業・兼業により稲作に関わりたい人材や、農業大学校学生など就農・就業を視野に本格的な稲作を学びたい人材などを募集し、大規模稲作法人等で組織する稲作経営者会議・同青年部の会員のもとで稲作の体験を行います。

体験を通して、稲作の魅力や知見を深め、体験参加者が副業労働力や、正社員など雇用就農者等として稲作に継続して従事することのきっかけにしていきます。

#### 第2 体験タイプ

体験期間は、原則連続する3日間です。ただし、プロフェッショナルタイプは、体験メニュー等により1日～5日間とする場合があります。

##### 1 補助労働力タイプ

農業未経験者等の多様な人材が副業・兼業での稲作への参画に活かせる、機械操作等が伴わない稲作の補助的な作業が中心の体験です。

##### 2 プロフェッショナルタイプ

農業大学校生等の稲作学習や、稲作での就農・就業に活かすための知見を深める機械操作等の作業を一部含む体験です。

#### 第3 体験の要件

- 1 参加資格 満18歳以上
- 2 体験期間 原則連続する3日間
- 3 報酬 支給しない
- 4 体験時間 始業、終業、休憩時間等は体験受入先の就業規則等に従います。
- 5 体験内容 作業内容は、稲作に関する、①播種・育苗、②耕起・代かき、③田植・直播、④防除・追肥・畔草管理・水管理、⑤稲刈・運搬、⑥籾摺・袋詰め、⑦耕起・土壌改良・堆肥散布、⑧その他、の補助作業です。体験時期によって作業内容が変わります。
- 6 費用負担 参加費は無料です。体験受入先までの交通費は自己負担です。ただし、農業大学校生が同校のカリキュラム充実等を目的と

- して、モニタリングを兼ねた学習の一環として参加する場合は、本会議の旅費規程に従い体験受入先までの交通費（宿泊料を除く）を支給します。
- 7 保険加入 体験期間中は傷害・賠償責任保険に加入します。加入手続きは、本会議が行い、体験参加者の自己負担はありません。
- 8 服装持物 身分証明書（運転免許証等）、作業着（長袖・長ズボン・速乾性のあるもの推奨）、カッパ上下（雨天の場合）、帽子、長靴、作業手袋、タオル、水筒、昼食、その他受入先が求めるものがある場合は別途お伝えします。
- 9 体験報告 体験終了後、体験報告書を本会議に提出下さい。

## 第4 体験までの流れ

### 1 体験参加の応募

#### (1) 募集情報の確認

本会議は、本事業ホームページに体験受入先、体験時期、体験メニュー（主な作業内容）の募集情報を掲載します。

#### (2) 応募

体験の要件、募集情報を確認の上、①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤携帯電話番号（当日連絡できるもの）、⑥メールアドレス、⑦取得している免許・資格、体験タイプ（希望）など必要事項を記入した応募申込書を、WEB または郵送等により本会議まで提出下さい。

#### (3) 体験受入先とのマッチング

本会議は、応募を受付後、メール・電話・WEB 面談等により体験希望日程や状況を聴き取った上で、居住地域の体験受入先を中心に受入依頼します。

#### (4) 体験決定

本会議は、体験参加希望者に日程候補、体験メニュー、服装、持物等を連絡の上、マッチングした場合は、決定通知を送付します。

#### (5) 体験中止・短縮

体調不良等によりやむを得ず、決定した体験を中止する場合は、速やかに本会議まで連絡下さい。また、天候等によりやむを得ず、体験期間の短縮など変更になる場合、本会議から速やかに連絡します。

### 2 体験実施

#### (1) 体験内容の説明

体験受入先には、就業開始時の朝礼・ミーティング等で、体験指導者・

従業員の紹介、作業内容や施設使用など職場内のルール、安全対策等について説明をお願いしています。説明を聞き、体験する作業の意味や全体の流れなど不明な点があれば、質問し思い込みや誤解などないようにお願いします。

(2) 体験受入中の就業規則・体験時間

労働ではなく体験ですが、期間中は、体験受入先の従業員の方と同じ就業規則等に基づいて体験を行い、1日の体験時間は原則8時間以内です。

(3) 体験参加者の傷害・賠償責任保険

傷害・賠償責任保険に加入しますが、体験受入先の指示によらず作業や機械の操作等をする事ができないようお願いします。

(4) ケガ・体調不良

ケガ・体調不良等の場合は、無理をせず体験受入先に申し出て下さい。応急処置、かかりつけや最寄りの病院に行くなど対応します。

(5) 本会議職員の立ち会い

本会議職員は、体験初日など、期間中必要に応じて立ち会い、体験をサポートし効果的な体験となるよう努めます。

### 3 体験終了後

(1) 体験報告書

体験が終了しましたら、本会議から「体験報告書」を送付します。記入後、速やかに本会議まで提出下さい。

(2) 守秘義務について

体験を通して知り得た体験受入先の秘密情報を安易に口外しないようお願いします。

### 4 体験受入先とのトラブル防止について

本会議は、応募の内容、メール・電話・WEB面談等での確認の上、体験受入先とミスマッチのないよう調整します。トラブルが発生しないよう、確認に努めますが、体験受入中や終了後にトラブルになりそうな事態が起こった場合は、すぐに本会議まで連絡下さい。

### 5 体験の心構え

本事業は体験受入先のご厚意の上に実施していることをご理解下さい。体験受入をするのは、稲作の魅力を感じ、知見を深めて欲しい思いからです。是非、積極的に作業に取り組み、多くのことを吸収して下さい。

## 6 問合せ先

一般社団法人岐阜県農業会議

水田スタートアップモデル委託事業事務局 担当：田中・松浦・鷺見

TEL 058-268-2527 FAX 058-273-6177

メール [startup@inasaku.gifu-agri.jp](mailto:startup@inasaku.gifu-agri.jp)